

白老町空家等対策計画（第2期）の変更概要について

改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づき平成30年3月に策定した「白老町空家等対策計画」からの変更概要は、以下のとおりです。

第1章 計画の概要

- 北海道空き家等対策に関する取組方針と同様にSDGsの開発目標を追加しました。
- 対象とする空き家等の種類を第3章から第1章に変更しました。

第2章 空き家等の現状と課題

- 多様な観点からの現状把握のため年代別の住宅建築数を追加しました。
- 多様な観点からの現状把握のため住宅・土地統計調査結果による空き家数の検討を追加しました。
- 空き家等実態調査の方法を第3章から第2章に変更しました。
- 将来的な空き家数の把握のため使用されなくなる住宅の推計を追加しました。

第3章 空き家等対策の基本的な方針

- 第6次白老町総合計画の生活環境分野における基本方針「人と自然が共生した、安心して住みよい生活環境のまち」を実現させる、基本施策のひとつである住環境に関することから「安心して住みよい住環境の確保」を基本的な方針としました。

第4章 空き家等への具体的な施策

- 空き家になる以前から特定空家等までの空き家の状況による施策に変更しました。
- 空き家等の情報のデータベース化を第5章から第4章に変更しました。

第5章 計画の推進

- 施策の効果を明確化するため目標となる指標を追加しました。
- 白老町空家等対策協議会について第3章から第5章に変更しました。
- 空き家に対する対策を迅速に行うため庁内実施体制を「白老町空家等対策庁内検討会議」から「庁内関係部署との連携」に変更しました。
- 関係団体との連携を第4章から第5章に変更しました。